# 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正に係るQ&A

本Q&Aは、令和6年8月23日(金)から同年9月24日(火)にかけて実施した「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令案」のパブリックコメントで頂いたコメントのうち、改正案に関する質問について、Q&Aの形式にて公表するものです。

#### 凡例

本Q&Aにおいては、以下の略称を用いています。

正式名称等	略 称
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	犯収法施行規則
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪	改正命令
による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい	
取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の	
一部を改正する命令の一部を改正する命令(令和6年内閣	
府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経	
済産業省、国土交通省令第6号)	
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わ	平成 24 年改正命令
しい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規	
則の一部を改正する命令(平成 24 年内閣府、総務省、法務	
省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交	
通省令第1号)	
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪	道交法ハネ改正命令
による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい	
取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の	
一部を改正する命令の一部を改正する命令(令和6年内閣	
府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経	
済産業省、国土交通省令第5号)	
国民健康保険、健康保険、船員保険及び後期高齢者医療の被	健康保険証等
保険者証、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の	
組合員証並びに私立学校教職員共済制度の加入者証	
国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家	資格確認書
公務員共済組合、地方公務員共済組合及び私立学校教職員	
共済制度の資格確認書	

### 1 パブリックコメント全体に係る質問

No.	質問	回答
1	顧客等の本人特定事項の確認方法を定める犯	改正命令では、犯収法施行規則第7条及び附則
	収法施行規則第6条は改正しないのか。	第6条、平成24年改正命令附則第4条並びに道
		交法ハネ改正命令第1条を改正いたします。
2	施行前に発生した取引には遡及しないとの理	例えば、改正命令の施行前の取引において、犯
	解でよいか。	収法施行規則第7条第1号イに規定する本人確
		認書類として、顔写真のない在留カードや特別永
		住者証明書を用いて本人特定事項の確認を行っ
		た場合であっても、施行後に遡って追加の本人確
		認書類の提示等を求めるものではありません。

### 2 写真の貼付があるものとないものが併存する本人確認書類の取扱いに係る質問(犯収法施行規則第7条第1号イ及 びハ関係)

しいに対	ひハ関係)		
No.	質問	回答	
3	顔写真のない個人番号カードが発行されるこ	顔写真のない個人番号カードの発行に伴い、既	
	とにより、既存の個人番号カードの仕様が変更さ	存の個人番号カードの仕様が変更されることは	
	れることはないのか。	ないものと承知しております。	
	また、顔写真のない個人番号カードの仕様は公	顔写真のない個人番号カードの仕様その他の	
	表されるのか。	個人番号カードそのものに係る制度の詳細につ	
		いては、関係行政機関にお問い合わせください。	
4	一定年齢に満たない者が既に顔写真のある個	御理解のとおりです。	
	人番号カードを取得している場合、施行後も顔写		
	真のある本人確認書類として取り扱ってもよい		
	カュ。		
5	申請時に1歳に満たないことから顔写真のな	御理解のとおりです。もっとも、1歳未満の者	
	い個人番号カードを取得した場合、1歳の誕生日	に交付される顔写真のない個人番号カードの有	
	を迎えた後であっても、有効期間までは顔写真の	効期間は、当該個人番号カードの作成の日後のそ	
	ない個人番号カードとして引き続き使用可能と	の者の5回目の誕生日まで有効となるものと承	
	の理解でよいか。	知しております。	
6	犯収法施行規則第6条第1項第1号ルに規定	御理解のとおりです。	
	される本人限定受取郵便等を使用して本人特定		
	事項の確認を行う場合、施行後は顔写真のない個		
	人番号カード等では本人特定事項の確認ができ		
	なくなるとの理解でよいか。		
7	犯収法施行規則第6条第1項第1号へについ	御理解のとおり、顔写真のない本人確認書類に	
	て、顔写真のない本人確認書類は使用できなくな	ついては、犯収法施行規則第6条第1項第1号へ	
	るのか。	に規定する方法により本人特定事項の確認を行	
	また、同号チについて、本人確認書類のIC情	うことはできません。	
	報を受信する方法及び転送不要郵便物等の送付	他方で、同号チに規定する方法により、顔写真	

	によって本人特定事項の確認が可能との理解で	のない本人確認書類をもって本人特定事項の確
	よいか。	認を行う場合は、本人確認書類の送付を受け、又
		は本人確認書類に組み込まれたICチップに記
		録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を
		受けるとともに、取引関係文書の送付を行うこと
		で本人特定事項の確認が可能となります。
8	顔写真のある本人確認書類であれば、補完書類	顔写真のある本人確認書類であっても、現在の
	は不要となるとの理解でよいか。	住居の記載がない場合には、補完書類等により現
		在の住居を確認する必要があります。
9	確認記録を作成する際に、本人確認書類におけ	本人確認書類の顔写真の有無によって、その用
	る顔写真の有無を記載した方がよいのか。	いられる本人特定事項の確認方法が異なること
		から、当該確認方法が適切であったことについ
		て、確認記録を一見して遡って確認できるように
		するためには、顔写真の有無を御記載いただくの
		が適切と考えます。

# 3 健康保険証等を本人確認書類から削除することに係る質問(犯収法施行規則第7条第1号ハ及び改正命令附則第2 関係)

No.	質問	回答
10	健康保険証等を本人確認書類として使用でき	健康保険証等を本人確認書類として用いるこ
	る旨の経過措置はどのくらいの期間を想定して	とができる旨の経過措置については、交付済みの
	いるのか。	健康保険証等が引き続き有効であることとされ
		る経過措置に合わせて施行後最大1年間として
		おります。
		経過措置期間中に健康保険証等の有効期限が
		到来した場合や、転職・転居により保険者の異動
		が生じた場合には、当該健康保険証等はその時点
		で失効することとなり、本人確認書類としても用
		いることができなくなります。
11	施行時に交付済みの健康保険証等の有効期限	御理解のとおりです。
	が令和7年 12 月2日以降とされていても、令和	
	7年 12 月2日以降は本人確認書類として使用で	
	きなくなるのか。	
12	経過措置終了前に健康保険証等で本人特定事	本人特定事項の確認は、特定取引に際して行わ
	項の確認を行ったものの、その後の取引に係る審	れる必要があり、本人特定事項の確認の完了から
	査に時間を要し、経過措置終了後に取引を行った	特定取引が行われるまでに相当程度の期間が経
	場合、法令違反となるのか。	過し、社会通念上特定取引を行うに際して本人特
		定事項の確認が行われたとは認められない場合
		には、改めてその時点で有効な本人確認書類等に
		より本人特定事項の確認を行う必要があります。

13	施行後、今般廃止される自衛官診療証、国家公	健康保険証等の改正命令の施行後の補完書類
	務員共済組合の組合員証その他の書類は、犯収法	としての取扱いについて、健康保険証等は、経過
	施行規則第6条第2項第4号に規定する「官公庁	措置期間中は、補完書類ではなく本人確認書類そ
	から発行され、又は発給された書類その他これに	のものとして用いられることとなり、また、経過
	類するもの」に該当するのか。	措置が終了した後は、健康保険証等が書類として
		無効となっていることから、補完書類としても用
		いることはできません。
14	犯収法施行規則第6条第1項第1号リに規定	認められません。飽くまで特定事業者において
	される方法により本人特定事項の確認を行う場	送付を受ける日(本人確認書類の受領日)の時点
	合、健康保険証等を本人確認書類として使用する	で有効な本人確認書類である必要があります。
	ことができる経過措置期間内に、顧客等が健康保	
	険証等の写しの発送を行い、特定事業者が経過措	
	置終了後にそれを受領した場合、同号リに規定さ	
	れる本人特定事項の確認方法として認められる	
	のか。	

#### 4 資格確認書に係る質問(犯収法施行規則第7条第1号ハ関係)

No.	質問	回答
15	資格確認書においても、健康保険証等と同様	御理解のとおりです。告知要求制限の対象とな
	に、告知要求制限が適用されるとの理解でよい	る記載は、各資格確認書の記載内容に差異がある
	か。その場合、マスキングすべき事項は被保険者	ものの、おおむね被保険者番号、記号及び枝番並
	番号、記号・番号及びQRコードとなるのか。	びに保険者番号 (これに相当するものを含む。) と
		なります。
16	確認記録を作成する際に、資格確認書の提示を	御理解のとおりです。
	受けた場合は、当該書類を特定するに足りる事項	
	として、保険者の名称、交付年月日及び発行者を	
	記録すればよいとの理解でよいか。	

## 5 令和6年能登半島地震に係る本人特定事項の確認方法等に関する特例の廃止に係る質問(犯収法施行規則附則 第6条関係)

No.	質問	回答
17	特例の廃止後であっても、犯収法施行規則第6	御理解のとおりです。
	条に規定する方法での本人特定事項の確認が可	
	能となった時点で遅滞なく確認すれば、特例の廃	
	止をもって直ちに法令違反となることはないと	
	の理解でよいか(必ずしも、特例の廃止前に、犯	
	収法施行規則第6条に規定する方法によって本	
	人特定事項の確認を行う必要はないとの理解で	
	よいか。)。	